

◎ご挨拶

寒気厳しきおりでございますが、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

介護分野における特定技能外国人受入れ法人（協議会構成員）の皆様には、平素より格別のご高配及び当協議会へのご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の最前線で貢献してくださっている医療従事者、介護従事者の方々へ心より敬意を表します。依然として先を見通しづらい状況ではありますが、一日も早い事態の収束を心よりお祈り申し上げます。

以下、介護分野における特定技能協議会事務局より、メールマガジン最新号をお届け致します。

◎本号の内容

・ご挨拶 -P.1

・現状 -P.2

介護分野における特定技能外国人数等

・トピックス -P.2

「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の開催について

・ご案内 ～第35回介護福祉士国家試験が行われました。～ -P.3～P.6

「第35回介護福祉士国家試験が行われました。」

「外国人介護人材向けの教材のご紹介」

「そのほかの教材のご紹介」

・事務局の活動 -P.7～8

「“JAPAN CARE WORKER GUIDE 2022 ～オンライン現地説明会～”の見学報告」

「特定技能外国人巡回訪問質問票ご提出のお願い」

「協議会システム改修に伴う質問票へのご回答依頼について（予告）」

「コラム：外国人職員の方への業務指導を行う中での日本語」

・その他のご案内 -P.9～10

「よくあるご質問より：脱退一時金に関する制度と申請時の留意点について」

「【再掲】海外ジョブフェア及び国内マッチングイベントの開催について」

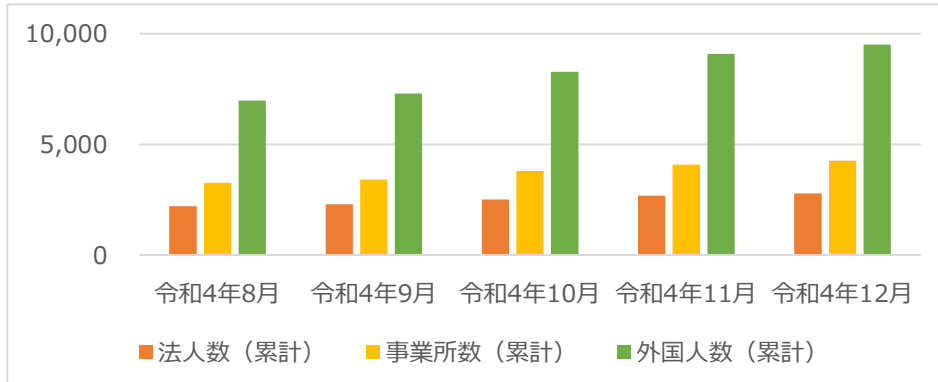
現状

◎ 介護分野における特定技能外国人数等

◆ 特定技能協議会（介護分野）への入会状況

令和4年12月末までの直近5カ月の当協議会登録状況は以下の通りです。
【協議会登録数の推移状況（累計）】 ※退職者を除く

	令和4年 8月末	令和4年 9月末	令和4年 10月末	令和4年 11月末	令和4年 12月末
法人数	2,204	2,284	2,502	2,675	2,785
事業所数	3,265	3,401	3,796	4,086	4,253
外国人数	6,978	7,288	8,274	9,091	9,513



◆ 特定技能外国人数（介護分野） 出入国在留管理庁速報値より

出入国在留管理庁発表では、令和4年11月末時点における特定技能外国人の在留者数について、介護分野では15,092人となっております。

以下に推移状況とともにお知らせ致します。

【介護分野の特定技能外国人数の推移状況】

	令和4年 6月末	令和4年 9月末	令和4年 11月末
累計(人)	10,411人	13,254人	15,092人

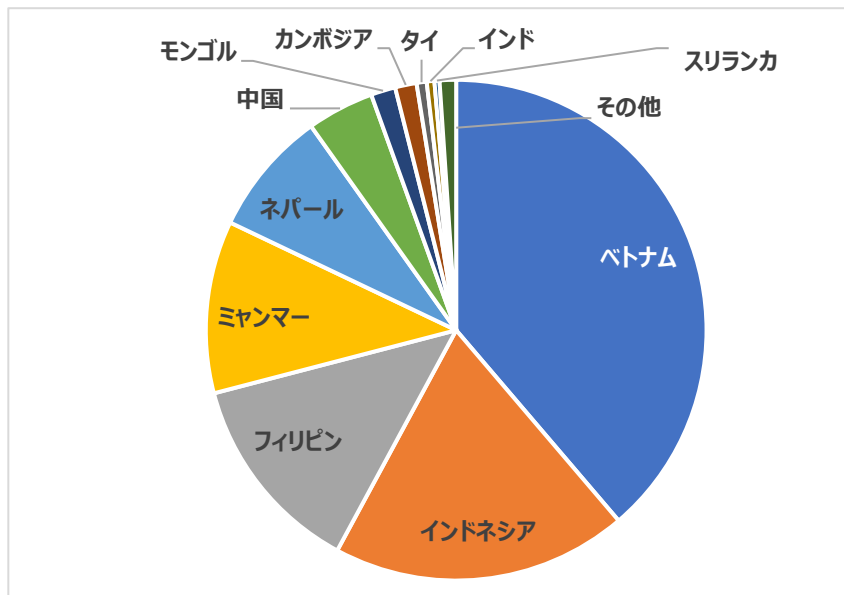
（出典：出入国在留管理庁ホームページ「特定技能在留外国人数の公表」、「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」）

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukoku/kanri07_00215.html

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukoku/kanri01_00133.html

◆ 特定技能協議会（介護分野）への登録外国人の国籍内訳

令和4年12月31日時点で当協議会へ登録があった外国人の国籍の内訳は以下の通りです。
【外国人の国籍内訳】 ※退職者を除く



国籍	外国人数(人)	割合(%)
ベトナム	3,687	38.8%
インドネシア	1,819	19.1%
フィリピン	1,243	13.1%
ミャンマー	1,059	11.1%
ネパール	769	8.1%
中華人民共和国(中国)	412	4.3%
モンゴル	151	1.6%
カンボジア	132	1.4%
タイ	62	0.7%
インド	47	0.5%
スリランカ	31	0.3%
その他	101	1.1%
総計	9,513	100.0%

※協議会システム上での外国人の追加・削除申請等のご協力をお願い

新規に特定技能外国人の受入れを行われた法人様におかれて、協議会システムにまだ追加登録をされていない場合は、追加申請のご登録をお願いします。なお、特定技能外国人の退職、異動についても申請登録が必要となります。

操作方法等がご不明な場合は、当協議会事務局へお問い合わせください。

トピックス

◎ 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の開催について

令和4年11月22日に開催された外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第14回）において、2つの法律（*）の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の開催が決定されました。

* 2つの法律：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）及び出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）

開催スケジュール（案）では、令和5年春頃に中間報告書の提出が、秋頃に最終報告書の提出が、それぞれ予定されているとのことですが、詳細につきましては、以下のURLよりご参照ください。

・外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html>

・第14回 議事次第・資料：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai14/gijisidai.html>

なお、これを受けて「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第1回）」が令和4年12月14日(水)に開催され、出入国在留管理庁のホームページに掲載されております。

※第2回については、令和5年1月31日(火)に開催が予定されており、議事資料は会議終了後すみやかに出入国在留管理庁のホームページに掲載されます。

■ 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（出入国在留管理庁ホームページ）

https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html

ご案内 ～第 35 回介護福祉士国家試験が行われました。～

◎ 第 35 回介護福祉士国家試験が行われました。

第 35 回介護福祉士国家試験の筆記試験が、1 月 29 日(日)、全国 35 都道府県下の各会場で実施されました。合格発表は、3 月 24 日(金)の 14 時に行われ、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページに合格者の受験番号が掲載される予定です。

そこで本号では、今後介護福祉士国家試験の受験を検討されている特定技能外国人職員の受入れをされている受入れ法人ご担当者に対し、以下、介護福祉士国家試験受験等の関連情報をご案内させていただきます。前半となる P.3 では、受験ルートや外国籍の方への受験上の配慮、在留資格『介護』に関するご案内を、後半 P.4～6 では、学習教材についてご紹介致します。

※第 35 回介護福祉士国家試験の施行について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26183.html

※介護福祉士国家試験 試験概要（公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ）

<https://www.sssc.or.jp/kaigo/gaiyou.html>

◆実務者研修の受講について

特定技能外国人(元 EPA 介護福祉士候補者の場合を除く)が介護福祉士国家試験を受験する場合のルートは、「実務経験ルート」となっており、以下①②が受験要件となります。

①実務経験 3 年以上（従業期間 3 年以上、従事日数 540 日以上を満たす必要があります）

②実務者研修の受講

※介護福祉士国家試験 受験資格（資格取得ルート図）（公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ）

<https://www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/route.html>

なお、実務者研修については、各自治体及び地方社会福祉協議会等において助成金支援を行っている場合や、外国人の方も参加しやすい研修（ルビ付きのテキストあり、等）の有無を紹介している場合があります。

※元 EPA 介護福祉士候補者で国家試験不合格となった場合の受験ルートについて

元 EPA 介護福祉士候補者で国家試験不合格となり特定技能（介護分野）で就労されている場合など、EPA 介護福祉士候補者として介護福祉士国家試験の受験資格を得た方については、EPA ルートでの受験が可能です。

なお、元 EPA 介護福祉士候補者で過去に介護技術講習、介護過程又は介護過程Ⅲのいずれかを修了又は履修している方については、これらの講習等を修了又は履修した日以降に行われる 3 回以内の介護福祉士国家試験（実際に筆記試験を受験するか否かにかかわらず、講習等を修了又は履修した日以降に連続して行われる 3 回以内の試験が対象）の実技試験が、申請により免除されます。

介護技術講習、介護過程又は介護過程Ⅲのいずれかを修了又は履修した日より 4 回目以降の試験については、実技試験を受験するか、又は新たに講習等を修了又は履修し実技試験免除の申請をする必要がありますので、ご注意ください。

◆外国籍を有する方に対する介護福祉士国家試験受験上の配慮について

第 33 回介護福祉士国家試験より、外国の国籍を有する方又は日本に帰化した方が受験される場合は、受験申込時の申請により、以下の受験上の配慮がなされています（EPA 候補者は申請不要）。

①試験時間が 1.5 倍に延長されます(午前 110 分⇒165 分、午後 110 分⇒165 分)

②試験問題の全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙と、一般の受験者と同様の問題用紙が配付されます。

※介護福祉士国家試験 よくあるご質問（公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ）

https://www.sssc.or.jp/kaigo/qa/q_a_all.html#k093

◆在留資格『介護』について

介護福祉士国家資格を取得されると、特定技能（介護分野）から在留資格『介護』へ変更することが原則可能となります。

※介護福祉士資格を取得した外国人の方に対する在留資格『介護』の付与について（厚生労働省ホームページ）：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150881.html>

在留資格『介護』の特徴について、特に特定技能（介護分野）が異なる下記 3 点をご紹介致します。

○在留期間の更新が可能

特定技能制度では在留できる期間の上限は通算 5 年間とされていますが、在留資格『介護』では、特定技能のような在留期間の上限がなく、制度上は制限なしで更新可能となります。

○従事できる介護サービスが増える

特定技能（介護分野）では訪問系サービスへの従事不可となっており、就労可能な事業所の種別にも制限がありますが、在留資格『介護』では、このような制限がなく、従事可能な業務が増えることとなります。

（※介護分野での業務に従事する必要はございません。）

○家族滞在が可能となる

特定技能（介護分野）では、家族帯同が不可とされていますが、在留資格『介護』では、家族帯同（在留資格「家族滞在」）が可能となります。（※ただし、在留資格「家族滞在」での家族の方については、就労時間等には制限がありますので、ご注意ください。）

なお、上記でご紹介した 3 点を含め、在留資格『介護』と介護分野に関する他の在留資格の特徴の比較は、以下のガイドブック P.26～27 にまとめられていますので、ぜひご参照ください。

※特定技能外国人の受入れに関する介護事業者向けガイドブック（令和 2 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000777513.pdf>

◆在留資格『介護』への在留資格変更の際の手続きについて

在留資格『介護』への在留資格変更のためには、最寄りの地方出入国在留管理局へ申請をしていただく必要があります。

※在留資格『介護』（出入国在留管理庁ホームページ）：

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/nursingcare.html>

その他、母国側の手続きの要否については、各国大使館にご確認いただけますようお願い致します。

※協議会システム上への削除申請のお願い

受入れ中の特定技能外国人が介護福祉士国家資格を取得され、特定技能（介護分野）から在留資格『介護』へ在留資格変更をされた場合は、変更後に当協議会システム上でも在留資格変更に伴う外国人情報の削除を申請いただく必要があります。操作方法等が不明な場合は、当協議会事務局へお問い合わせください。

◎外国人介護人材向けの教材のご紹介

外国人介護人材が日々の介護業務を行うための学習教材や介護福祉士国家試験に向けた対策学習のための教材として、厚生労働省ホームページで公開されているコンテンツがありますので、ご紹介致します。いずれも無料で、どなたでも活用いただくことが可能なコンテンツとなっておりますので、ぜひご活用ください。なお、ご紹介する各教材については、いずれも厚生労働省の補助事業により、公益社団法人日本介護福祉士会が開発・運用を実施しているものとなります。

※外国人介護人材の受入れについて（厚生労働省ホームページ）：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

<日本語、介護技能、介護の日本語がオンライン上で学べる自律学習ツール>

①「にほんごをまなぼう」:

日本語を学び、日本の介護現場で働く外国人の方々が自律的に学習に取り組むためのオンラインコンテンツです。

日本語学習や日本の介護に関心のある方であれば、どなたでもアカウントを作成し、無料で利用できます（日本人の利用も可）。日本語能力試験合格を目指した日本語学習を行うことができることに加えて、本ページの下記②以降で紹介するテキストについても、本コンテンツ内でダウンロードし学ぶことができます。

- ◆にほんごをまなぼう ログインページ
（日本介護福祉士会ホームページ）
<https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>



↑学習目標を設定し、進捗状況を確認できる

<本コンテンツの特徴>

○受講者に応じたカリキュラム

事前に日本語のテストを受け、受講者のレベルに応じたコースを受講することができます。

○目標設定と進捗管理

目標を設定し、目標に対しどこまで学習できたかをオンライン上で進捗管理ができます。また、学習状況から弱点の把握も行うことができます。（学習状況を把握する管理者アカウントの設定も可能）

○日本語学習に加え、介護の専門学習教材も掲載

以下②以降で掲載する介護の日本語や介護の専門学習教材についても掲載されています。

また、介護福祉専門用語集に記載されている用語については、用語の翻訳検索機能から翻訳することもできます（対象言語に限りがありますのでご注意ください）。

○指導者向けコンテンツも掲載

指導者向けコンテンツも掲載されており、外国人介護職員へ日本語の指導をするための手引き、研修プログラム等をダウンロードすることができます。



↑介護の専門用語を自分の言語へ翻訳可能（一部言語により非対応用語あり）

なお、以下の YouTube では、「にほんごをまなぼう」を使ってどのような学習が可能か、イメージとともに短時間で視聴することができますので、外国人介護人材の方への情報提供にお役立てください。

- ◆「にほんごをまなぼう」コンセプト PV（Full Ver.）※3分程度：<https://youtu.be/iubW0F3Tzi4>

<介護現場での業務が円滑に行えるようになるための導入編テキスト>

②「介護の日本語」テキスト

介護技能実習生向けに作成された、介護現場での就労における導入編テキストです。

介護現場に必要な基礎的な介護のことばや声かけがイラストとともに掲載されており、また上記①の「にほんごをまなぼう」内では、本テキストの語彙等が音声でも確認できるようになっています。介護業務がスムーズに行えるようになるための内容となっておりますので、これから介護業務に慣れるという方へ向けた指導や学習教材としてぜひご活用ください。

- ※対応言語：日本語、英語、クメール語、インドネシア語、ネパール語、モンゴル語、ビルマ語、ベトナム語、中国語、タイ語、ウズベク語



③「介護の特定技能評価試験学習テキスト」

特定技能評価試験対策教材として作成された、介護の基本的な知識や技術を学習するためのテキストです。

日本の介護現場で就労する上でおさえておく必要がある基本概念等や知識、技術が記載されており、内容は「介護の基本」「コミュニケーション技術」「生活支援技術」「介護の日本語」という構成になっています。

外国人介護人材の方が学習しやすいよう、ページ内に図やイラストも用いられていて、状況をイメージしやすいつくりになっています。また、後半では各生活支援技術で頻回に使用する言葉のリストや声掛けの例なども記載されています。

特定技能外国人の方々は既にこのテキストを用いて学習している可能性があります。就労前に机上で学習した知識について、現場での実践を経て改めて復習することで、実際の介護場面と知識が結びつき、国家試験に向けた基礎学習にも繋がるのではないかと考えられますので、ぜひお役立てください。

- ※対応言語：日本語、英語、クメール語、インドネシア語、ネパール語、モンゴル語、ビルマ語、ベトナム語、中国語、タイ語、ウズベク語



テキスト本編の例（マンマー語版）

ခံတွင်းမှနေ၍ အသံအိုး/လေပြန်ဝသို့ ပို့ပေးသည်။		<ul style="list-style-type: none"> အစာလုံးကို ခံတွင်းမှနေ၍ အသံအိုး/လေပြန်ဝသို့ ပို့ပေးသည်။ ပို့ရာတွင် လျှာကို အဓိကအသုံးပြုသည်။
လည်ချောင်းတွင် အစာလုံးကို အလျောက်တုံ့ပြန်မှု (Swallowing Reflex) ဖြစ်ပေါ်ပြီး အစာလုံးသည် လည်ချောင်းကို ဖြတ်သွားသည်။		<ul style="list-style-type: none"> ဖျံ့လျော့အပေါ်အလိုအလျောက်တုံ့ပြန်မှု (Swallowing Reflex) ဖြစ်ပေါ်ပြီး အစာလုံးသည် လည်ချောင်းကို ဖြတ်သွားသည်။ လေပြန်ခုံး (Epiglottis) ပိတ်သွားပြီး လေပြန်တွင်းသို့ အစာလုံးမဝင်စေရန် ကာကွယ်သည်။

↑生活支援技術「食事の介護」より「摂食・嚥下メカニズム」

テキスト本編の例（タイ語版）

ばんごう 番号	ことば	よ 読み方	※各国母国語訳が入ります。
①	足元	あしもと	บริเวณเท้า
②	陰部	いんぶ	อวัยวะเพศ
③	浣腸	かんちょう	การสวนทวาร
④	着替える	きがえる	เปลี่ยนเสื้อผ้า
⑤	下げる	さげる	ถอด
⑥	失禁	しっकिन	การควบคุมการขับถ่ายไม่ได้
⑦	羞恥心	しゅうちしん	ความเขินอาย
⑧	使い捨て手袋	つかいすててぶくろ	ถุงมือแบบใช้แล้วทิ้ง
⑨	尿	によう	ปัสสาวะ
⑩	尿意	にようい	ปวดปัสสาวะ

↑介護の日本語より、「排泄の介護」のことば

<介護職員として知っておきたい専門用語の学習をするための中級編テキスト>

④「外国人のための介護福祉専門用語集」

介護福祉分野の学習教材等で頻出する専門用語を集めたものです。

テキスト本編では日本語と母国語が記載されており、末尾には母国語と日本語での索引が掲載されていますので、現場業務において不明な言葉があった場合や、介護福祉士国家試験対策学習で不明な言葉があった場合に辞書のようにも活用することができます。また、P.4の①で紹介したオンラインコンテンツ「にほんごをまなぼう」では、サイト内で用語の翻訳検索機能を使い、本テキストに掲載された用語の翻訳を行うこともできます。検索した用語は、日本語を音声で確認できます。

内容は、大きく分けて4部構成（「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「その他」）となっており、その中の中項目ごとに、各項目でおさえておきたい要点がイラストで解説されています。

将来的に、国家試験合格を目指したいと考えている外国人介護人材の方や、国家試験受験はまだ明確に決めていないが、記録の読み書き等、介護職として現場でもっとできることを増やしたいと考えている外国人介護人材の方が、少しずつ介護の専門用語を学習していくために役立つ内容となっているかと思われますので、ぜひご参照ください。

※対応言語：日本語、英語、クメール語、インドネシア語、ネパール語、モンゴル語、ビルマ語、ベトナム語、中国語、タイ語、ウズベク語



中国語版表紙イメージ

テキスト本編の例（モンゴル語版）

ししまひ 四肢麻痺	Дөрвөн мөчний саажилт
ぜんしんまひ 全身麻痺	Бүх биеийн саажилт
たんまひ 単麻痺	Энгийн саажилт

↑ 要点解説の例

※テキスト末尾の索引例（日本語・英語版例）

索引

あ	あんらく（安楽）	41
あいえーでいえる（ADL）		2
あいちゃく（愛着）		162
あいづち		38
あいでんてい（アイデンティティ）		162
あうとりーち（アウトリーチ）		2
あきれずけん（アキレス腱）		78
あくじゅんかん（悪循環）		74
あくせい（悪性）		74
い	い（胃）	78
	いかいよう（胃潰瘍）	100
	いざい（椅座位）	41
	いし（意思）	162
	いし（医師）	33
	いしきこんだく（意識混濁）	141

Index

A	agnosia	143
abandonment of nursing care	AIDS (acquired immunodeficiency syndrome)	147
abdomen	air mattress	28
abdominal breathing	airborne infection, spread through the air	68
abdominal muscle pressure	albumin	51
ability	alcoholism	147
abuse	allegation	19
acceleration	allergic reaction	91
accelerator factor		170

<介護福祉士国家試験の日本語を読む訓練、専門知識の確認ができる上級編テキスト>

⑤「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」

国家試験で出題された問題を一問一答の形式に改修・作問して構成されたテキストです。

テキストの前半部分には、日本語の文章（一問）が、後半部分には母国語で回答（正誤）と解説文が記載されているため、まずは日本語で文章を読み、その文章が正しいのか誤っているのかを考え、分からなかった箇所は母国語で解説を読んで理解するという流れで学習を進めることができます。また、所々で、各科目でおさえておきたい内容を、「学習のポイント」として図を用いて整理されており、要点の復習をすることもできます。

一問一答形式のため、休憩時間や電車での通勤時間等、スキマ時間にも取り組みやすい内容になっているかと思えます。

国家試験を受験される段階の外国人介護人材の方が直面する課題の一つとして、「介護の知識はあり、現場の業務はできるのに、国家試験の日本語の文章と自分の頭の中の知識を結びつけることができない」ということが挙がってくるのではないかと考えられます。国家試験の日本語の文章を読んで慣れる訓練を行う際の教材の一つとして、ぜひご活用ください。

※対応言語：日本語、英語、クメール語、インドネシア語、ネパール語、モンゴル語、ビルマ語、ベトナム語、中国語、タイ語、ウズベク語



インドネシア語版表紙イメージ

テキスト本編（ベトナム語版）の例

<p>9-045 不潔行為とは、汚れた衣類やおむつを隠す行為などをいう。</p>	<p>Trường hợp đang sử dụng tã, phân có thể đọng lại trong tã, điều này có thể gây khó chịu và có khi rơi bỏ tã. Có thể nói, đây là một hành vi phát sinh từ cách mà chăm sóc được cung cấp.</p>
<p>9-046 収集癖とは、ある物を繰り返し買った</p>	<p>có lập trở nên mạnh lên, nên suy nghĩ để làm điều gì đó với tình hình đó nên có khi cố gắng có được cảm giác an toàn bằng cách thu thập mọi thứ và đặt chúng xung quanh mình.</p>
<p>9-047 認知症（dementia）の行動・心理症状（BPSD）には、親しい人がわからなくなる症状がある。</p>	<p>Các triệu chứng hành động, tâm lý bị ảnh hưởng bởi môi trường và mối quan hệ với những người xung quanh v.v., ngoài các triệu chứng cốt lõi do suy giảm chức năng nhận biết cùng với sự tiến triển của chứng mất trí nhớ mà xuất hiện như triệu chứng tri giác, suy nghĩ, cảm giác hoặc hành động (Tham khảo G008).</p>

テキスト前半で日本語の文章を読み○×を考えた後、
テキスト後半の母国語で解説を読んで学習できる

◎そのほかの教材のご紹介

なお、以下の国際厚生事業団のホームページにおいても、外国人介護人材の方向けの学習教材に関する情報も併せて掲載していますので、ご興味のある方は併せてご参照ください。

- ・日本語学習のためのツール（国際厚生事業団ホームページ）：https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=15593
- ・介護専門学習のためのツール（国際厚生事業団ホームページ）：https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=15601

◆参考：EPA 介護福祉士候補者の学習テキスト

以下では、EPA 介護福祉士候補者が入職後に学習するテキストについてご紹介致します。ご参考ください。

※国家試験の合格を目指した EPA 介護福祉士候補者学習支援カリキュラムの一環で使用されるテキストとなりますので、予めご留意ください。

※書籍購入サイト（国際厚生事業団ホームページ）：<https://jicwels.or.jp/shop/?cat=8>

就労開始時から学習するテキスト

○「看護・介護の言葉と漢字 ワークブック やさしい漢字とカタカナ語」

基本漢字 300 字と介護現場で使う基本漢字からなる言葉や、外国人が苦手とするカタカナ語の練習用テキストです。CD つきで、漢字仮名交じり文のディクテーション練習ができます。下記に記載する「介護の言葉と漢字 ワークブック」の前段階の教材となります。※5 か国語対応（英語、インドネシア語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語）の語彙訳付。



○「介護の言葉と漢字 ハンドブック」（英語版、インドネシア語版、ベトナム語版）

○「介護の言葉と漢字 ワークブック」

○「介護の言葉と漢字 ワークブック 言葉の使い方ドリル」

ハンドブックには、介護現場で多く使われる 429 漢字、2200 語彙が掲載されています。※「介護の言葉と漢字 ハンドブック」は、3 か国語のみ対応（英語版、インドネシア語版、ベトナム語版で冊子が異なる）のためご注意ください。

ワークブックは、上記ハンドブック準拠のテキストで、漢字と言葉の練習、確認問題、応用問題、総合問題が掲載されています。

ドリルは、言葉の使い方のドリルで、上記ワークブックの 10 漢字ごとに 1 ページの練習問題となっています。



○「介護の言葉と漢字 国家試験対策 段階別 事例問題読解」

介護福祉士国家試験で出題された「事例問題」を初級・中級・上級のレベルに書き直し、読解練習ができるように問題がついています。

音読速読練習にも使え、介護の専門知識を身に付けることにも役立つ内容となっています。



就労開始後 1 年目後半（就労開始後 1 年～1 年半頃）に学習するテキスト

○「介護の言葉と漢字 国家試験対策 ウォーミングアップ」（英語／ベトナム語版、英語／インドネシア語版）

○「介護の言葉と漢字 国家試験対策 ウォーミングアップワークブック」

※「介護の言葉と漢字 国家試験対策 ウォーミングアップ」「介護の言葉と漢字 国家試験対策 ウォーミングアップワークブック」は、3 か国語のみ対応（英語／インドネシア語版、英語／ベトナム語版で冊子が異なる）のためご注意ください。

ウォーミングアップは、国家試験対策学習に取り組むための準備のテキストで、就労開始時に配布されたハンドブックで扱っていない漢字と語彙、文法問題の捉え方、難しい漢字語彙の捉え方などが掲載されています。

ウォーミングアップワークブックは、上記ウォーミングアップに準拠したテキストで、ウォーミングアップに掲載されている漢字・語彙習得のための練習問題に加えて、読み物、総合問題などを通じて、国家試験対策学習に向けた日本語力強化を目指しています。



○「始めよう！外国人のための介護福祉士国家試験対策」

外国人介護人材にとって理解が難しい日本の社会制度に焦点を当て、国家試験学習へ円滑に移行できるように、制度を中心に日本の社会事情などをストーリー化し、イメージできるようまとめられたテキストです。

言葉のリスト、日本語の問題、介護の内容の問題を各章末に掲載し、学習内容の理解の確認ができるように工夫されています。※全編ふりがな付き。



就労開始後 2 年目～受験年度に学習するテキスト

○外国人のための介護福祉士国家試験対策

新カリキュラムⅠ「人間と社会」「医療的ケア」

新カリキュラムⅡ「介護」

新カリキュラムⅢ「こことからだのしくみ」

各領域で習得すべき専門知識を、易しい日本語、図解、演習問題で学習するためのテキストです。

※全編ふりがな付き。

○「外国人のための介護福祉士国家試験対策 新カリキュラムⅠ・Ⅱ・Ⅲ問題集」

上記「新カリキュラムⅠ・Ⅱ・Ⅲ」全 3 冊の学習項目に対応する問題集です。

※全編ふりがな付き。

○「外国人のための介護福祉士国家試験対策 新カリキュラムⅠ・Ⅱ・Ⅲ これだけは覚えよう！ワークシート」

国家試験問題に正答するために必須の基礎知識をしっかりと定着させるためのワークシートです。

何度も繰り返し学習できるように、一枚一枚のシートにし、容易にコピーができるような作りになっています。

※全編ふりがな付き。



事務局の活動

◎“JAPAN CARE WORKER GUIDE 2022 ～オンライン現地説明会～”の見学報告

これから日本の介護事業所で働くことを検討している海外在住の外国人の方々を対象に、オンラインセミナー「JAPAN CARE WORKER GUIDE 2022 ～オンライン現地説明会～」を、厚生労働省外国人介護人材受入促進事業により株式会社エスピー・リング東京が実施しています。

本年度は、令和4年10月より、ベトナム人・インドネシア人・フィリピン人の方を対象としたセミナーが既に開催されました。この度、協議会事務局としてセミナーの様子を見学してきましたので、内容の一部をご報告させていただきます。

◆令和4年度の実施対象国とスケジュール	◆プログラム ～「いつか日本で働きたいと思っているあなたへ」～
令和4年10月5日(水) ベトナム人対象 11月10日(木) インドネシア人対象 11月25日(金) フィリピン人対象 令和5年2月 タイ人を対象に開催予定 3月 バングラデシュ人を対象に開催予定	1. 介護の仕事を知ろう（日本で生活～日本での働き方） 2. 制度を知って日本に来よう！（来日するための制度） 3. 試験問題に挑戦してみよう！（学習方法） 4. 日本語を勉強するためのアドバイス（学習方法） 5. 質疑応答 ※計1時間半

オンラインで各国の参加者を対象に実施された本セミナーは、対象各国の看護・介護の専門課程を学ぶ学生等を主な対象として行われました。各セミナーでは、現地学校2～3校とオンラインで接続して実施し、100～200名程度の学生が視聴した他、自身のスマートフォン等からYouTube等で個人視聴した参加者もあり、各日程で250～620名程度が視聴しました。

プログラムは、参加者のニーズに併せ、すべて対象国の母国語で行われました。また、日本の介護事業所で活躍する同国出身の先輩職員と先輩職員の支援を行う日本人職員等をゲストに迎え、“生の声”を発信することで、参加者にとって大変興味深い内容になっている様子が伝わりました。

ゲスト登壇した先輩職員からは、日本での生活・日々の介護業務とやりがい・日本語や国家試験に向けた学習等について具体的なお話があり、また日本人職員からは、外国人職員と一緒に働く中でのコミュニケーションの取り方や利用者からの評判等に関するお話がありました。

特にフィリピン人を対象としたセミナーの一幕では、現地学生からの質疑応答の時間に、「日本の介護と母国の介護の違いは何ですか？」という質問が挙がり、先輩職員たちが「日本では自立支援といって、利用者さんの出来ない部分をサポートし、出来る部分はしていただく支援を重視している。それが利用者のために繋がるのだ」と、日本で働く介護福祉士として、プロフェッショナルな立場から解説をしている姿が大変印象的でした。

そのほか、「実際にはどれくらいの日本語力があることが望ましいか」「日本で生活をする上で大変だったことはあるか」等、質疑応答の時間には各国のセミナーで現地学生から質問が寄せられ、参加者の関心の高さが窺えました。

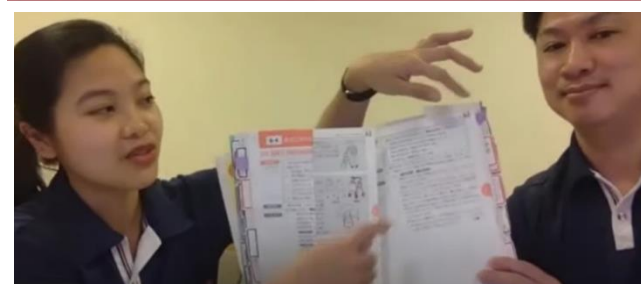
セミナーの最後には、ゲストそれぞれが「関心のある方はぜひ挑戦して欲しい。日本で待っています。」「日本では母国語が通じないが、努力をして日本で働きたい気持ちが大きければ、なんとかなる。仕事は大変だが、やる気があれば問題はない！」等々、視聴者に向けて熱いメッセージを送っていました。

なお、すでに実施済みのセミナーについては、YouTubeやFacebookよりアーカイブ視聴いただくことができます。現在特定技能（介護分野）での就労を検討されている外国人の方々等へのご周知等に、ぜひご活用ください。

- ◆当日配信 URL (YouTube LIVE) ベトナム人対象：https://www.youtube.com/watch?v=M_7NT9rs5FQ
- ◆当日配信 URL (YouTube LIVE) インドネシア人対象：<https://www.youtube.com/watch?v=dgGqIsTwRaM>
- ◆当日配信 URL (YouTube LIVE) フィリピン人対象：<https://www.youtube.com/watch?v=Wi2eYObYMOW>



ベトナム人対象 現地学生からの質疑場面



学習に関する説明をする先輩職員
(上：インドネシア人対象、下：フィリピン人対象)

◎特定技能外国人巡回訪問質問票ご提出のお願い

国際厚生事業団 外国人介護人材支援部では、外国人介護人材相談支援事業実施団体として、特定技能（介護分野）で就労する外国人の受入れ事業所に対し、定期的な巡回訪問を実施しております。本巡回訪問では、特定技能外国人として一定期間程度就労している外国人ご本人とそのご担当者を対象とし、雇用に関する状況、介護サービスの提供状況や事業所における支援状況等について確認等をさせていただきます。

令和4年度本事業では、一部の受入れ法人に対しましては、事業所へ直接訪問もしくはオンラインでの巡回訪問は実施せず、質問票のご回答のみをお願いする方針で進めております。

対象となる受入れ法人ご担当者には、令和5年1月31日頃のメールにてご案内をお送りしておりますので、メール本文内のURLより質問票へのご回答へご協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、本件に関しまして、ご不明点がございましたら、公益社団法人国際厚生事業団 外国人介護人材支援部へお問い合わせくださいませ。ご多用のところお手数をお掛け致しますが、ご協力のほど宜しくお願い致します。

- *厚生労働省告示：<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000499281.pdf>
(解釈：<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000529719.pdf>)

◎協議会システム改修に伴う質問票へのご回答依頼について（予告）

介護分野における特定技能協議会では、今後、協議会システムの改修を予定しております。改修に伴う情報整理のため、協議会構成員の皆様へ、2～3月頃に、オンライン質問フォームへのご回答依頼をさせていただく予定です。誠にお手数をお掛けしますが、ご協力のほど宜しくお願い致します。

◎コラム： 外国人職員の方への業務指導を行う中での日本語

特定技能外国人の受入れ法人にご協力をいただき巡回訪問を実施させていただく中で、日本語での業務指導や学習に関する課題を共有くださる事業所ご担当者も多くいらっしゃいます。そこで本号より不定期ではありますが、巡回訪問を通して寄せられる日本語に関する課題やご質問等に対し、過去に日本語教師として留学生や EPA 候補者等へ指導をした経験のある当事業団職員の目線で、コラムを記載させていただきます。

日本語指導や業務の指導は、それぞれの対象者やその方の国籍によって異なり一筋縄ではいかないことも多々あるかと思われませんが、一つのヒントとなりますよう、ご参照いただけますと幸いです。

◆「この日本語の意味は何ですか。」～外国人職員に言葉の意味を聞かれたときの効果的な説明方法～

外国人職員に言葉の意味を聞かれたことはありますか。

なぜ辞書で調べないの？と思った方もいらっしゃるかもしれません。実は、辞書だけでは言葉の理解は難しいのです。

学生時代に英語の辞書で調べたら、単語がたくさん出てきて結局どれを使ったらいいかわからなかった、という経験はないでしょうか。

日本語の辞書も同じで、外国人は辞書で調べても「どれをどうやって使ったらいいかわからない」状態になります。

外国人が聞きたいのは「どんな時にどうやって使いますか。」ということなのです。では、どのように答えたらいいでしょうか。

説明方法の一例をご紹介します。

- ① 例文を 2,3 個提示する
- ② いいイメージか、悪いイメージか、どちらでもないか、を伝える
- ③ どのような場面で、誰に対して使うか説明する

例：「派手」

- ① 「見て、あの人、今日すごい派手だね。」「派手な格好のおばさんだね。」
- ② 悪いイメージ
- ③ その場にいない人の格好を悪く言う場面が多い、仲間同士のおしゃべりで使う相手に直接言っはいけない！（利用者様に言っはダメ）

いかがでしょうか？

例文を考えるのが少し大変ですが、②③は例文をもとに説明することができます。もしよろしければ、お試しください幸いです。

* 参考文献

小柳かおる(2020)「言語習得過程では何が起きているのか？」『第二言語習得について日本語教師が知っておくべきこと』10-14

◆方言なのか？方言じゃないのか？～方言で困っている外国人職員の方への一助～

受入れ事業所様への巡回訪問をさせていただく際、特定技能外国人の方々に「困っていることは何か」「日本語で難しいのは何か」とお聞きすると、かなりの方が「方言」とお答えになります。外国人の方々が「方言が難しい」と感じるのはなぜでしょうか。

N4・N3 レベルの外国人の場合は、①「方言なのか方言じゃないのかわからない」と、②「調べる手立てがない」ことが難しさの理由になっているのではないかと思います。

①は、日本人の成人ならば普通の会話の中で未知の単語に遭遇することはほとんどないので、自分が見聞きしたことのない単語が出てくれば「この辺りの方言なのかな？」とすぐに想像すると思います。しかし、N4 や N3 レベルの外国人の場合は、日々新しい言葉と出会っている状態ですので、今聞いた単語が方言なのか、共通語の未習単語なのか判断できません。そのような場合、自ら辞書で調べようとする方もいると思いますが、残念ながら日本各地の方言まで網羅している日本語辞書はないため、調べても出てきません。つまり、外国人は方言の意味を②自分で調べる手立てがないのです。

では、どうしたらいいのでしょうか。①に関しては、共通語の知識を身につけてもらうしかないため、一朝一夕に改善することは難しいと思います。しかし、②「調べる手立て」は手に入れられる可能性があります。一番早いのは、地域の国際交流センターや日本語教室に「外国人向けの方言の一覧や練習プリントがあるか」聞いていただくことです。国際交流センターや日本語教室では、その地域に生活している外国人向けの日本語指導をされているところが多数ありますので、何らかの方言教材をお持ちの可能性があります。もし問い合わせもなかった、という場合は、インターネットで「●●弁 一覧」と検索していただくと、方言が紹介されている web サイトが出てくると思いますので、それらを参考に利用者様がよく使う表現をピックアップして一覧を作っていただくと、外国人の方々が方言に困ることが少なくなるのではないかと思います。少しお手間だと思いますが、もしよろしければ、お試しください幸いです。

* 参考文献

ダニエル・ロング(1991)「日本語教育における『方言教育』の問題点」『日本語教育』76 号 pp.42-54

その他のご案内

◎ よくあるご質問より：脱退一時金に関する制度と申請時の留意点について

当事業団で巡回訪問を実施させていただく中で、質問が寄せられる項目の一つに、脱退一時金に関することがあります。

脱退一時金とは、日本国籍を有しない方が、退職等に伴い、公的年金制度（厚生年金保険（共済組合等を含む）又は国民年金）の被保険者（組合員等）資格を喪失して日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができるという制度です。

受入れ法人において、受け入れた外国人職員の方が脱退一時金の支給申請をしたいと検討されている方もいるかもしれませんが、**脱退一時金の請求によって生じる将来の影響等もありますので、請求の際にはご本人が十分に理解した上での申請となるよう情報提供等のサポートをお願いし、制度の概要や留意点についてご案内申し上げます。**

※脱退一時金の申請を推奨するものではなく、あくまでも一時金の請求をされる場合に留意事項をご検討いただきたくご案内するものです。

※本ページの内容は、日本年金機構のホームページ及び日本年金機構発行のリーフレットに記載された情報を元に記載しています。

◆ 脱退一時金制度の概要

脱退一時金制度の概要については、日本年金機構のホームページに掲載されております。また、外国語版リーフレットもありますので、ご参照ください。

○脱退一時金制度の概要（日本年金機構ホームページ）

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

○脱退一時金に関する外国語版リーフレット（日本年金機構ホームページ）

<https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/withdrawalpayment/payment.html>

※対応言語：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、クメール語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語

◆ 厚生年金保険 脱退一時金支給要件

日本年金機構のホームページによると、厚生年金の脱退一時金支給要件は以下とされております。

- ・日本国籍を有していない
- ・公的年金制度（厚生年金保険または国民年金）の被保険者でない
- ・厚生年金保険（共済組合等を含む）の加入期間の合計が6月以上ある
- ・老齢年金の受給資格期間（10年間）を満たしていない
- ・障害厚生年金（障害手当金を含む）などの年金を受ける権利を有したことがない
- ・日本国内に住所を有していない
- ・最後に公的年金制度の被保険者資格を喪失した日から2年以上経過していない（資格喪失日に日本国内に住所を有していた場合は、同日後に初めて、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以上経過していない）

※脱退一時金の制度（日本年金機構ホームページ）：

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

◆ 留意事項 <<重要>>

日本年金機構のホームページでは、脱退一時金の請求時に留意いただきたい事項について記載されています。下記では、日本年金機構ホームページ及びリーフレットの情報を元に、留意点をご紹介します。

※Q&A 脱退一時金を請求するにあたって、どのような点に注意すればよいですか。（日本年金機構ホームページ）

<https://www.nenkin.go.jp/faq/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/2020042808.html>

○ 将来、年金を受け取る可能性について考慮いただいた上で、ご検討ください。

年金の受け取りに必要な「老齢年金の受給資格期間」が10年(120月)以上ある場合、将来、日本の老齢年金を受け取ることができます。ただし、脱退一時金を受け取った場合、脱退一時金を請求する以前のすべての期間が年金加入期間ではなくなります。

※平成29年8月から老齢年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されました。したがって、受給資格期間が10年以上ある場合は、将来、日本の老齢年金として受け取ることができますので、脱退一時金を受け取ることができません。

※日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金制度に加入していた期間がある方は、一定の要件のもと、加入期間を通算して日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。しかし、脱退一時金を受け取った場合は、脱退一時金を請求する以前のすべての期間が年金加入期間ではなくなるため、通算することができなくなりますので、ご注意ください。

【日本と年金通算の社会保障協定を締結している相手国（2022年6月現在）】

ドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、フィンランド、スウェーデン

→最新の社会保障協定締結状況については、下記より日本年金機構ホームページをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/20141125.html>

○ 請求手続きは転出届を提出した後で行う必要があります。

日本年金機構等が請求書を受理した日に、住所がまだ日本にある場合には、脱退一時金は請求できません。このため、住んでいる市区町村に転出届を提出した後で、脱退一時金を請求する必要があります。

※出国前に日本国内から請求書を提出する場合は、請求書を住民票の転出(予定)日以降に日本年金機構等に提出する必要があります。また郵送等で手続きをする場合には、請求書が転出(予定)日以降に日本年金機構等に到達するように送付する必要があります。

なお、市区町村に転出届を提出したうえで、再入国許可・みなし再入国許可を受けて出国する場合、脱退一時金を請求することができますが、転出届を提出せずに再入国許可・みなし再入国許可を受けて出国した場合には、再入国許可の有効期間が経過するまでの間は国民年金の被保険者とされますので、脱退一時金は請求できません。

○支給金額には上限があります。

脱退一時金の支給額は、日本での年金制度への加入期間に応じて、支払った保険料の一定の月数を上限として計算されます。
2021年（令和3年）4月以降に年金の加入期間（保険料を納付した月）がある場合
→国民年金または厚生年金保険それぞれに支払った保険料の60月（5年）分を上限として計算
この上限月数を超えて日本の年金制度に加入していた方が脱退一時金を請求した場合、脱退一時金の支給金額は上限月数で計算されますが、脱退一時金を請求する以前のすべての期間が年金加入期間ではなくなります。
※日本に複数回の在留を繰り返し、日本の年金制度への加入期間が通算で上限月数以上になる予定の方が、加入期間に応じた脱退一時金の受給を希望する場合には、出国の都度、脱退一時金を請求することが必要になる場合があります。
<https://www.nenkin.go.jp/faq/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/2021040102.html>

○国民年金と厚生年金の期間合算は行われません。

国民年金と厚生年金保険の両制度の期間の合算は行われず、脱退一時金の支給額は、国民年金・厚生年金それぞれの保険期間に基づいて計算されます。たとえば、国民年金保険料の納付済期間が4月、厚生年金保険の被保険者期間が4月のみの場合、合計すると8月になりますが、国民年金と厚生年金保険の期間の合算は行われないので、脱退一時金を請求することはできません。
※国民年金の脱退一時金は、国民年金第1号被保険者としての加入期間についてのみ支払われます。

※【脱退一時金にかかる所得税】

非居住者の方が支給を受ける厚生年金保険の脱退一時金は、その支給の際に、20.42%の税金が源泉徴収されます。ただし、「退職所得の選択課税による還付のための申告書」を税務署に提出することで、源泉徴収された税金の還付を受けられる場合があります。詳細は、日本年金機構による脱退一時金請求に関するリーフレットのP.2下段に記載があります。

<https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/withdrawalpayment/payment.files/A.pdf>

◆日本年金機構ホームページ：年金Q&A（短期在留外国人の脱退一時金）

その他、詳細情報につきましては、Q&Aもご参照の上、必要に応じて日本年金機構へお問い合わせください。

<https://www.nenkin.go.jp/faq/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/index.html>

※参考（外国人技能実習生及び特定技能外国人に関するQ&Aの掲載もあります。）

Q：外国人技能実習（※）1号・2号の実習期間（合計3年間）の終了後に一時帰国し、その後日本に再入国して3号の実習期間（合計2年間）も終了しました。再帰国後に1号・2号・3号の合計5年間分について脱退一時金を請求した場合、どのように支払われますか。
<https://www.nenkin.go.jp/faq/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/2020042809.html>

Q：外国人技能実習1号・2号の実習期間（合計3年間）が終了しました。一時帰国後に特定技能1号（※）として日本に再入国し、5年間在留する予定です。外国人技能実習1号・2号及び特定技能1号の合計8年間分の脱退一時金について、どのように請求すればよいでしょうか。
<https://www.nenkin.go.jp/faq/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/2020042810.html>

※特定技能外国人の雇用契約終了に際しては、地方出入国在留管理局への随時届出が必要となります。

詳細は出入国在留管理庁ホームページよりご参照ください。

▼届出手続（出入国在留管理庁ホームページ）

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html

▼特定技能所属機関による特定技能雇用契約に係る届出（出入国在留管理庁ホームページ）

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00187.html

▼特定技能所属機関からの随時届出に関連してお問い合わせの多い事項について（Q & A）（出入国在留管理庁ホームページ）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001386304.pdf>

（※P.17～20【2. 特定技能雇用契約に係る届出】Ⅱ. 特定技能雇用契約の終了に係る届出）

（※P.25～26【5. 受入れ困難に係る届出】）

※このほか、在留資格変更等については出入国在留管理庁への手続きが必要となりますので、管轄の地方出入国在留管理局へ連絡願います。

◎【再掲】海外ジョブフェア及び国内マッチングイベントの開催について

前号でお知らせした内容の再掲となりますが、特定技能外国人の円滑な受入れを促進し、特定技能での就労を希望する外国人と特定技能外国人の雇用を希望する企業の双方を支援するため、令和4年11月から令和5年2月までの下記の日程において、出入国在留管理庁主催の海外ジョブフェア及び国内マッチングイベントが開催されております。

すでに、対面型国内合同企業説明会は終了し、海外ジョブフェアは近日終了予定ですが、引き続き2月まで国内マッチングイベントでは国内居住の外国人を対象にしたオンラインによるマッチング／面談は予定されております。

ご関心のある受入れ法人におかれましては、下記URLより詳細をご確認ください。

◆海外ジョブフェア

・<終了> 第1回 令和4年11月26日（土）・27日（日）

・第2回 令和5年2月4日（土）・5日（日）

◆国内マッチングイベント

・<終了> 対面型合同企業説明会 大阪会場 令和4年12月15日（木）、東京会場 令和5年1月16日（月）

・オンラインマッチング／面談： 令和4年11月から令和5年2月までの間、随時実施予定

◆参加申し込み

右記URLより詳細をご確認の上、参加登録いただけます。⇒ <https://info-tokuteiginou.com>